

2025（令和 7）年度事業計画書

自 2025（令和 7）年 6 月 1 日
至 2026（令和 8）年 5 月 31 日

I. 概 要

本年6月に発表された政府の月例経済報告によれば、「世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。」としている。併せて、「30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。」ともしている。

2025年1月20日、アメリカ合衆国の第47代大統領にドナルド・J・トランプが就任すると同時に、選挙キャンペーン中に訴えていた各種政策が矢継ぎ早に大統領令として実施に移され、その中には相互関税の導入など、同盟国である我が国経済に多大な影響を与えるものも含まれている。自動車を始めとする各種工業製品の製造において、昨今は世界規模でのサプライチェーンが構築されている中にありながら、雇用機会の確保などいわゆる米国第一主義の国内産業保護のための政策の展開により、世界経済は一層の不透明感を増しており、我が国の経済成長見通しを押し下げる大きなリスクとなっていると考えられるのではないかと。

2025年度、全互協は、「互助会業界将来ビジョン」で打ち出した「冠婚葬祭産業から人生100年時代に向けたウェルビーイング推進産業への昇華＝一人ひとりにウェルビーイングな暮らしを届ける」ための具体的な対応を押し進めるとともに、役務の拡大に向けた検討を重ねていく。

また、冠婚葬祭互助会にとって、消費者からの信頼、安心を獲得することが不可欠であり、これまで自主管理団体として取り組みを重ねてきたコンプライアンスの更なる徹底等を図るとともに、「互助会消費者アドバイザー資格制度」の着実な推進や「葬儀品質認定制度」等の事業を進めていく。

さらに、昨年度から開始した修学困難な学生への支援や、社会貢献活動を行う各種団体等への助成を実施していくとともに、大規模災害時における支援協定や、地域見守り活動への取り組みを通じて、地域社会に貢献していく。

2025（令和7）年度は、次の会長基本方針に基づき、事業を実施する。

2025（令和7）年度 全互協会長基本方針

○テーマ

互助会業界の新たなスタートに向けて ～環境変化への対応～

互助会は、これまで社会の変化に機敏に対応し、社会の課題や要請を先取りして発展してきたが、少子高齢化や消費者意識の変化、新型コロナウイルス感染症による社会構造の変化が進展しており、これからも先を見据えた課題への取り組みを進めて行かなくてはならない中、一昨年全互協創立50周年を機に、「互助会業界将来ビジョン」を取りまとめた。

今後は、本ビジョンである「冠婚葬祭産業から人生100年時代に向けたウェルビーイング推進産業への昇華＝一人ひとりにウェルビーイングな暮らしを届ける」ための新たな取り組みの検討や従前同様にコンプライアンスの徹底等を行うと共に、更なる消費者保護の強化について検討を行う必要がある。

○目 標

1. 環境変化への対応（業界のあり方）

これまでの50年間の活動において、互助会業界の置かれた環境の変化に対する互助会の取り組みや社会的役割を踏まえ、今後の長期的な方向性と互助会業界の在り方を検討する。

また、消費者からの安心と信頼をさらに得るために「全互協ブランド」の拡充とともに、互助会と会員、会員と会員とのつながりをより強くするための体制整備を行う。

(1) 「互助会業界将来ビジョン」の具現化への取り組み ＜ビジョンPT＞

一昨年取りまとめられた「互助会業界将来ビジョン研究会報告書」において、互助会はこれまでの冠婚葬祭産業から人生100年時代に向けたウェルビーイング推進産業へ昇華させていくことが必要であるため、「会員基盤共用事業（Webサイト）」等について検討を行う。

(2) 全互協ブランドの拡充 ＜広報・渉外委員会＞

更なる「全互協ブランド」の拡充を図るとともに、会員互助会が高品質のサービスを提供することができること等を消費者に効果的に伝える情報発信を検討し実施する。

(3) 会員と互助会をつなぐ関係の構築 ＜ビジョンPT＞

会員管理とは異なる観点から、会員の信頼を得られるように会員に寄り添ったコミュニティの形成とゆるやかなつながりを持った関係を築くため、互助会が今まで培ってきた「地域における信頼性」や「会員ネットワーク」、「施行施設」、「多様なイベントコンテンツ」等の有形・無形の資産の活用方法を検討する。

2. 業界を取り巻く課題への対応（新たな制度、しくみ）

互助会業界を取り巻く環境は、少子高齢化、消費者意識の変化、消費者保護をはじめとする様々な課題があり、それらに対して新しい制度やしくみによる対応も踏まえて適切な調整、対応を行う。

(1)新セーフティネットの検討 ＜施行支援運営合同会議、政策委員会＞

全互協のセーフティネットを整備するために、役務保証機能及び安心ネットワーク機能について、引き続き実効性を確保するための整備を行うとともに、全ての互助会加入者が保護されるために、法律に基づいたセーフティネットの構築について検討を行う。

(2)これからの保全のあり方の検討 ＜政策委員会＞

互助会保証(株)とは、「供託委託契約」を締結し前受金を保全しているが、新型コロナウイルス感染症の影響等により経済環境が疲弊し、業界として経営不振互助会を引き受ける余力が低下している状況において、今後保証会社が供託を求められることが考えられる。

このような状況を踏まえ、保証会社の財務の健全化や供託能力の強化、担保の建物評価方法等これからの保全のあり方について検討を行う。

(3)「認定割賦販売協会」認定への取り組み ＜施行支援運営合同会議、総務委員会＞

これまで、全互協では認定割賦販売協会に認定されることを目標に、自主規制を3弾に渡り実施してきた（募集資格者等登録制度、コンプライアンス・ブロック別委員会、消費者啓発等）。引き続き、消費者保護の充実と、確実な契約の履行のために自主規制を強化し、認定割賦販売協会に認定されることを目指し、関係機関への働きかけを行う。

(4)「互助会消費者アドバイザー資格制度」の着実な推進 ＜コンプラ委員会＞

苦情・相談等対応業務の重要性についての理解を深め、互助会契約に関する苦情・相談等に適切に対応できる人材を養成することを目的に、令和5年度に創設した「互助会消費者アドバイザー資格制度」を着実に推進するとともに各互助会の消費者相談窓口の対応等を強化し、互助会事業に対する消費者からの安心・安全、互助会事業者の信頼の向上を目指す。

(5)役務の拡大の検討 ＜政策委員会、総務委員会＞

これまで、少子化・高齢化時代に対応するために役務の拡大について、行政と調整を行い、結婚式、葬式、第三役務に係る役務サービス等の拡大を行ってきた。

今回、「互助会業界将来ビジョン研究会報告書」で提言されている「ヘルスケア事業」、「交流幹旋事業」、「生活サポート事業」の各種役務サービス等を互助会事業に組み込むことができるように検討を行う。

また、新たな役務拡大に伴い、約款等の監修についての体制整備を行う。

(6)ブロックの活性化の促進 ＜研修委員会＞

令和4年度より本格的に実施されたブロック研修会について、引き続き、各ブロックの地域性や特性を生かした独自の研修会、勉強会、消費者団体との交流事業等を通じて地域活動を進め、ブロックの活性化を行う。

(7) 次世代の育成 <次世代委員会>

将来の冠婚葬祭互助会事業を担う次の世代の育成を目的として、若手経営者や次期後継者を対象に、経営者としての素養を学ぶ場や、業界を取り巻く諸問題について、互いに研鑽しながら自由闊達な議論や情報交換の場を提供するための勉強会等を検討し開催する。

3. 社会への対応（社会との共生、つながり）

互助会は、互助会の特性を活かした見守り活動や高齢者問題への対応等の社会的な役割を果たしている。また、施設や人の体制、ノウハウなどのインフラを有しており、これらを活用した地域コミュニティの構築やつながりを生かした社会との共生について検討し、様々な取り組みを行う。

(1) 少子化・高齢化対策

① 「出会い・交流サポート事業」の着実な推進 <広報・渉外委員会>

少子化への対策のために、全互協のネットワークを活かし、全国の加盟互助会の施設（結婚式場等）を利用した「出会い・交流サポート事業」を推進し、ブライダル市場の需要喚起や互助会の新たなビジネスモデルの展開、潜在的な市場の開拓等を行う。

② オーダーメイド型互助会契約約款の導入促進 <政策委員会>

平成29年2月から独居者対策としてオーダーメイド型互助会契約を開始し、令和5年度には、これまでの利用状況を踏まえ、「オプションパッケージ」の追加等を実施した。今後はオーダーメイド型互助会契約の必要性を周知し、導入互助会を増加させ、より多くの消費者に利用してもらうために推進を図る。

(2) 社会貢献

① 業界によるSDGsへの取り組み <広報・渉外委員会>

業界及び会員互助会によるSDGsへの取り組みを促進し、社会的課題を解決する活動を通じて、業界及び会員互助会の利益とイメージアップにつながる効果的な取り組みを検討する。

② 「全互協奨学金制度」の着実な運営 <広報・渉外委員会>

令和5年度に、経済的理由により就学が困難な学生への支援を行うことにより、地域社会の発展や冠婚葬祭互助会業界の地位の向上、社会的使命の達成を図ることを目的にした全互協奨学金制度を創設したところ。今後は「奨学金基金特別会計」の着実な運営を行うために必要な検討を行い実施する。

③ 大規模災害等に対する互助会業界の対応 <総務委員会>

これまでの「災害時支援協定」に基づく支援に加えて、互助会業界として、被災地に対してどのような支援を行うべきか、どのような体制を整備すべきか等、幅広く支援策について検討を行う。

④ 儀式継承事業の着実な実施（財団へ委託）

冠婚葬祭における通過儀礼や儀式儀礼の意味と大切さを認識、再確認することを目的に、「冠婚葬祭講座」や「日本の儀式カレンダー」等を通じて普及・啓発活動を行う。このような活動により、冠婚葬祭への理解を深め、互助会の利用促進などの業界の活性化につなげる。

Ⅱ．事業内容

1．総括運営事業（総務委員会）

1）「認定割賦販売協会」認定への取り組み

各種自主規制の実効性を確保すると共に、当協会が認定割賦販売協会に認定されるための準備を行う。

2）消費者契約法・特定商取引法等の改正に向けた動きへの対応について

消費者契約法・特定商取引法等における訪問販売に関する法規制や平均的な損害の額に関する法規制等の動向を他団体と連携しつつフォローし、業界に悪影響を及ぼす可能性がある動きについては適切に対応を行う。

特に、2023（令和5）年12月から開催されている「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」については適切な対応を行う。また、「解約料の実態に関する研究会」の検討結果が「議論の整理」としてまとめられたことから、今後の法制度にどのように反映されていくかについてフォローの上、必要に応じて対応していく。

3）解約手数料問題への対応

消費者裁判手続特例法が施行されてから8年が経過することから、解約手数料裁判への影響を確認すると共に、当該法律の仕組みや内容等の確認を行う。

4）モデル約款等の改訂

消費者契約法等の関係法令の改正状況を確認の上、モデル約款等の改訂の必要性について検討し、適切に対応を行う。

5）立入検査への適切な対応

立入検査の実態状況等について調査を行い、その調査結果を各互助会に提供し、各互助会の業務の適切化等を推進する。

6）情報公開の推進

各互助会の公開情報について、最新の情報に変更するよう推進する。また、各社ホームページで財務諸表等を公開、または情報公開場所を公表の対応を実施している互助会名を全互協ホームページにて公開する。

7）地域見守り活動の推進

各互助会が実施する訪問販売等を通じ、地域の独居者や高齢者をはじめとする住民

が安心して暮らすことができる地域づくりの一環として、自治体等が実施する地域見守り活動に関連した協定を自治体と各互助会とが締結するよう推進する。

8) 2026（令和8）年度の予算適正化

2025（令和7）年度正味財産予算書における予算金額に対し、6～9月の予実管理を行い、各事業において計画・予算の執行状況を確認し、委員会等より計画・予算の変更要望がある場合は対応しうるか確認する。変更が承認された場合は、予算の全体調整を図る。また、2026（令和8）年度予算の適正化について検討を行う。

9) 大規模災害等に対する対応について

これまでの「災害時支援協定」に基づく支援に加えて、互助会業界として、被災地に対してどのような支援を行うべきか、どのような体制を整備すべきか等、幅広く支援策について検討を行う。

10) 新たな役務拡大に伴う、約款等の監修についての体制整備について

「監督の基本方針」の文言が修正された後、「新たな役務の拡大に伴う諸課題検討PT（仮称）」等で新たな役務の内容が決まり次第、新たな役務を含む約款の監修依頼があった際の監修作業スキームや、「役務サービス審査会（仮称）」の体制について、検討を行う。

11) 所在不明かつ生年月日不明の会員に係る互助会契約の事業者側からの解除について

所在不明かつ生年月日不明の会員に係る互助会契約の事業者側からの解除について、学識経験者の意見書及び実態調査結果等をもとに、雑収入計上手続き、保全解除手続き等を検討する。

2. 政策事業（政策委員会）

1) 役務の拡大等の検討

2023（令和5）年8月に取りまとめられた「互助会業界将来ビジョン研究会報告書」で提言されている「ヘルスケア事業」「交流斡旋事業」「生活サポート事業」等の各種役務サービス等を互助会契約に取り込み、加入者に提供できるよう対応を行う。

2) オーダーメイド型互助会契約約款の導入促進

昨年度実施した説明会以降の導入状況を見た上で、推進方法を検討し、実施する。

3) 新セーフティネットの検討

冠婚葬祭互助会業界の全ての互助会会員が保護される法律に基づくセーフティネットを構築するために、2016（平成28）年6月に取りまとめられた「新セーフティネット研究会報告書」を基本とし、各種基準等の諸課題について、検討を行う。

4) これからの保全のあり方の検討

冠婚葬祭互助会業界にとって保証会社の保証基盤の確立は重要であることから、財務状況の確認や担保評価方法の在り方等について検討を行う。

5) 全互協内財務データ集計及び財務の把握

加盟互助会の財務データの収集・整理を民間調査会社に委託し、当該収集結果について、「監督の基本方針」に基づいた遵守すべき各種財務比率の達成状況等を確認すると共に、各互助会が参考となる指標を伝えること等を検討する。

6) 消費者契約法、特定商取引法等の改正に向けた動きへの対応

消費者契約法・特定商取引法等における訪問販売に関する法規制や平均的な損害の額に関する法規制等の動向をフォローし、業界に悪影響を及ぼす可能性がある動きについては適切に対応を行う。

3. 広報・渉外事業（広報・渉外委員会）

1) 広報の推進

①全互協の活動・互助会事業等の取り組みの発信

全互協の活動(住所不明・超長寿対策等)や、互助会事業の取り組み(イメージアップ広報等)を消費者やマスコミ等に向けて発信する。

全互協HPは、適宜整理等を行い、消費者、会員ともに利用し易いサイトになるように努めるとともに、消費者意見や情報等を共有、発信する。

互助会加入者施行支援機構運営委員会と連携して、消費者の権利保護に対する支援システム等について広報活動、小学校副教材による儀式・儀礼文化への理解促進等を図る。

②全互協ブランドの拡充

更なる「全互協ブランド」の拡充を図るとともに、加盟互助会が高品質のサービスを提供することができること等を消費者に効果的に伝える情報発信を検討し実施する。

2) 渉外対策の強化

賛助会員に対して、加盟互助会との連携促進を図る為の有効な方策を検討、実施する。また、各種関係団体との交流を推進する。

3) 「出会い・交流サポート事業」の推進

少子化への対策のために、全互協のネットワークを活かし、全国の加盟互助会の施設（結婚式場等）を利用した「出会い・交流サポート事業」を推進する。

4) 業界によるSDGsへの取り組み

当協会及び加盟互助会によるSDGsへの取り組みを促進し、社会的課題を解決する活動を通じて、当協会及び加盟互助会のイメージアップ等につながる効果的な取り組みを検討し、実施する。

5) 全互協奨学金基金制度

経済的理由により就学が困難な学生への支援を行うことにより、地域社会の発展や冠婚葬祭互助会業界の地位の向上、社会的使命の達成を図ることを目的に、「全互協奨学金基金」の着実な運営を行う。

6) 社会貢献基金制度

①災害発生時に、災害規模等に応じたお見舞金等の検討を行う。

②一般公募による助成事業

次の社会貢献活動を行う各種団体等に対して、一般公募を行い、審査のうえ助成金を交付する。

- | | | |
|---------------|-------------|-----------|
| 1. 高齢者福祉事業 | 2. 障がい者福祉事業 | 3. 児童福祉事業 |
| 4. 環境・文化財保全事業 | 5. 地域つながり事業 | |

また、中間報告会を開催し、助成団体より事業進捗状況について確認を行う。

7) 「冠婚葬祭互助会の日」に関する広報

全互協創立50周年を記念して定められた「冠婚葬祭互助会の日」(3月15日)を中心に行われる各互助会等の事業の広報を行う。

4. 研修事業（研修委員会）

1) 経営者研究会の開催

2025（令和7）年8月に開催を予定している総会において経営者研究会を開催する。

- ・開催日 2025（令和7）年8月20日（水）
- ・場所 (株)ベルモニー（松山）マリベールスパイア
- ・講師 サイボウズ株式会社 執行役員 中村 龍太 氏

2) フューネラル・アワード

互助会職員の研鑽を目的として、職員が担当したご葬儀の中から特に心に残るものを発表していただき、優秀作品を選考・表彰する。

3) 各ブロックの活性化の促進

昨年度より本格的に実施されたブロック研修会について、引き続き、各ブロックの地域性や特性を生かした独自の研修会、勉強会、消費者団体との交流事業等を通じて地域活動を進め、ブロックの活性化を行う。

4) 葬儀品質認定制度の推進

前年度に引き続き、加盟互助会からの申請に基づき、当協会が定める葬儀品質の認定基準に照らし、外部有識者を含む第三者機関による新規申請と更新申請について評価と認定を行う。また、冠婚葬祭互助会業界への葬儀品質認定制度の普及と推進を図り、以て消費者が安心して葬儀施行の依頼ができる指標となることを目指す。

5) 葬祭ディレクター技能審査試験への協力等

(1) 葬祭ディレクター技能審査試験運営への人的支援

葬祭ディレクター技能審査試験の実施にあたり試験監督委員等の人的支援などを行うとともに、葬祭ディレクター技能審査協会（全互協関係）と全互協研修委員会との合同会議を開催し、必要な対応を検討する。

(2) 葬祭ディレクター技能審査試験受験者への研修支援

葬祭ディレクター講習会の企画実施を目的とした各ブロックからの申請に基づき研修支援として助成金を交付する。

6) マネジメントセミナーの実施

各互助会の現場管理職員等を対象として、マネジメントをテーマとした研修会を企画し実施する。

5. コンプライアンス事業（コンプライアンス委員会）

1) コンプライアンス研修会の実施

協会が定めるコンプライアンスガイドブックの普及と加盟互助会各社におけるコンプライアンス体制の整備・強化を目的として、「互助会経営者及びコンプライアンス責任者研修会」を企画し実施する。

2) コンプライアンス・ブロック別委員会活動の推進

協会自主規制を含め、協会が推進するコンプライアンス活動を会員互助会各社へ徹底するために、コンプライアンス・ブロック別委員会を年4回開催する。

なお、コンプライアンス・ブロック別委員会の運営にあたってはコンプライアンス委員会が総括するものとし、互助会事業に係る法令等の改正や分科会等の議論を通じて互助会契約に関する苦情対応について情報共有を図るほか、互助会事業への理解を深めて頂くための消費生活センターとの交流・訪問活動を推進する。

また、協会自主規制の実効性を確保するための施策や募集、会員管理、苦情相談等の部門を対象とした講習会を企画し、実施していく。

3) 互助会消費者アドバイザー資格制度の推進

加盟互助会各社におけるコンプライアンス体制整備の一環として、互助会契約に関する苦情・相談等に適切に対応できる人材を養成するとともに、全互協独自の検定基準を確立して登録制の互助会消費者アドバイザー資格制度を推進する。同資格制度の

普及を通じ、互助会事業に対する消費者からの安心・安全、互助会事業者の信頼度向上に寄与することを目指すものとする。

(1) 互助会消費者アドバイザーの養成

一般消費者及び互助会加入者からの苦情相談等に対応する窓口の責任者を対象とした『互助会消費者アドバイザー指定講座』を開講し、互助会契約に関する苦情・相談等に適切に対応できる人材を養成する。

(第3回互助会消費者アドバイザー指定講座)

- ・募集期間 2025（令和7）年 6月（二次募集 7月）
- ・テキスト学習等 2025（令和7）年 8月～10月
- ・ロールプレイ実習 2025（令和7）年11月

(2) 互助会消費者アドバイザー試験の実施

互助会消費者アドバイザー指定講座の修了者を対象に、互助会消費者アドバイザー試験を実施し、合格者には資格認定証を交付する

(第3回互助会消費者アドバイザー試験)

- ・実施時期 2025（令和7）年12月～2026（令和8）年 2月
- ・実施方法 CBT（Computer Based Testing）試験方式

(3) 教育内容及び資格制度の見直し・検討

互助会消費者アドバイザー資格制度における教育カリキュラムや教材等を適宜見直すとともに、2028（令和10）年度を目途に導入する更新制の在り方について検討を行う。

4) 募集等におけるコンプライアンス確保のための書面調査の実施（隔年事業）

消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約第2条第2項第1号に基づく募集等のコンプライアンス確保のための調査を実施する。

消費者と締結する冠婚葬祭に関する互助会契約の締結及び履行に係る関係法令、コンプライアンス確保のための協会自主規制を遵守しているかについて、加盟互助会各社において内部監査を実施し、その報告書を徴求する。

5) 会員管理対策の推進

全互協及び加盟互助会各社における段階別会員管理規程に基づく会員管理の履行を確保するため、互助会各社の実施状況を把握するとともに、規程運用に不備がある互助会に対する指導等の方策について検討する。

6) 生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制の実効性の確保

第167回理事会（2011（平成 23）年3月22日／政策委）において制定された「生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制について」に基づき、生前予約契約の一時払い型を募集している互助会等を対象として、財務内容、保全措置の年1回の報告義務を含む自主規制を前年度に引き続き実施する。

7) 消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づく苦情等に関する報告

の徴求（年２回）

冠婚葬祭互助会に関する苦情の低減と行政へ提供する基礎資料の収集を目的として消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づき、加盟互助会各社より苦情等に関する報告書類を徴求する。

８）互助会契約に係るクレーム撲滅への取り組み

互助会加入者、一般消費者より寄せられる苦情等を体系的に整理・分析し、その結果を当該互助会へフィードバックするとともに、コンプライアンス研修会等でも活用し周知を図って行く。また、前年度に引き続き、互助会契約に係るクレームの撲滅を目的としてキャンペーン活動を展開する。

９）コンプライアンスガイドブックの改訂

互助会事業に関わる法令、協会自主規制等の改正に合わせコンプライアンスガイドブックを適宜改訂し、研修会等で周知を図る。

１０）募集資格者登録事業の推進

募集資格者登録事業実施規程に基づく募集資格者の登録義務の履行と、会員互助会各社の事業規模に応じた教育責任者の選任と登録を推進するとともに、以下の事業を行う。

（１）募集資格教育責任者資格試験の実施

募集資格者登録に係る教育を徹底させ、かつ教育レベルを一定の水準に維持することを目的に募集資格教育責任者資格試験を実施する。合格者には申請に基づき、資格証（登録カード）を交付する。

また、2026（令和8）年11月30日に有効期限を迎える募集資格教育責任者を対象として、2025（令和7）年12月1日から募集資格教育責任者登録更新試験を実施し、合格者には募集資格教育責任者登録証を交付する。

（２）募集資格者登録試験の実施

新規で外務活動に従事する者で、当協会が定める「募集資格者教育標準カリキュラム」に基づく教育を受けた者等を対象に、募集資格登録試験を実施し、合格者には募集資格者登録証（シルバー）を交付するとともに、小冊子（ダイジェストブック）を配布する。

また、2026（令和8）年3月31日に有効期限を迎える募集資格者を対象として、2025（令和7）年4月1日から募集資格登録更新試験を実施し、合格者には募集資格者登録証（ゴールド）を交付する。

（３）資格管理システム等の見直し・改修

CBT試験方式による募集資格者登録試験（新規・更新共）について、適切な運用を図り、適宜必要に応じて資格管理システム等の見直し・改修を行う。

（４）募集資格者テキスト等の改訂

特定商取引法、個人情報保護法等関係法令の改正に伴い、募集資格者テキスト、募集資格者教育責任者テキスト及び募集活動ダイジェストブックを適宜改訂する。

6. 儀式継創事業

1) 儀式文化継承のための検証と発信

日本で初めて冠婚葬祭互助会が設立された1948（昭和23）年から現在に至るまでの間、互助会業界が冠婚葬祭や儀式儀礼文化に対して果たしてきた役割と、その評価について歴史的な変遷をたどり、検証とその発信を行う。

(1) 全互協冠婚葬祭歴史年表

データの収集及び更新を行う。

(2) 儀式文化に関するデータの収集

互助会業界（会員互助会、全互協、保証会社等）が保有する既発刊物等（年史、社葬などの印刷物や書籍、記録、映像等）は儀式文化継承における貴重かつ重要な資料であり、その遺失や散逸を防ぐために全互協において収集し保存を進める。会員互助会各社に対し資料提供の協力依頼を行う。

2) 儀式継承

冠婚葬祭を中心とする儀式文化は、小規模化と簡素化が進み、互助会業界に大きな影響を及ぼしている。儀式に対する認識がこのまま失われてしまわないために、日本人のよりどころである儀式の意義と重要性について再認識していただくよう、多くの方々に対して講座やセミナーを通じて普及・啓発活動を行う。このような活動を通じて互助会の役割の重要性の再認識にもつなげていく。

(1) 冠婚葬祭講座（財団に委託）

冠婚葬祭における年中行事や儀式儀礼の意味と大切さを認識、再確認されることを目的に、全互協の会員互助会によるプログラムの実施を推進する。プログラムは、各社の施設見学会等のイベント開催時や学校、高齢者施設において実施します。

なお、標準プログラムは引き続き全互協の会員専用サイトからダウンロードし、活用します。

(2) 土曜学習応援団（文部科学省）への参画（財団に委託）

文部科学省が推進する土曜学習応援団の活動の趣旨に沿い、小学生（小学校4～6年生）、中学生（中学校1～3年生）を対象に、実社会での経験や強みを生かした出前事業等の教育プログラムの提供を行うとともに、「子供霞が関見学デー」を活用した冠婚葬祭文化の普及を図ります。

3) 他団体とのコラボレーション

(1) 全日本仏教会並びに全日本仏教会青年会との交流

日本仏教会及び日本仏教青年会との連携を緊密に保ち、仏教青年会とのコラボレーションによる公開講座等の実施を検討していく。

(2) 前項(1)以外の団体等との交流

前項同様に、コラボレーションの可能性があり、儀式文化の継承と創造に取り組んでいる団体等との交流を進める。

4) 財団創立10周年関連事業

財団は、2016（平成28）年6月17日に、全互協が設立発起人となり設立され、今年度で創立10年目を迎えるため、創立10周年記念事業の一部事業を全互協から財団に委託します。

- (1) 婚姻と婚礼の歴史を紹介し、次世代に引き継ぐための事業（財団に委託）

結婚式の歴史をストーリー化し、DVDとして配布する。

7. 互助会加入者施行支援機構運営委員会（リスク管理一部含む）

- 1) 経営相談室や(株)全国支援互助会との連携

経営相談室や(株)全国支援互助会との連携を図り、消費者の権利保護及び互助会の信用保持のための取り組みを促進する。

- 2) 互助会加入者施行支援機構運営委員会及び同審議会の開催

互助会加入者施行支援機構運営委員会において、問題互助会の認定及び引受互助会の選定等を行い、互助会加入者施行支援機構運営審議会は、当該決定事項について承認を行い、支援を実施する。

また、罹災互助会に対する支援の決定等も行う。

- 3) 役務保証機能及び安心ネットワーク機能の整備

互助会加入者施行支援機構の柱である役務保証機能及び安心ネットワーク機能が円滑に活用できるように、各種整備を行う。

- 4) 互助会加入者施行支援機構の広報

互助会加入者施行支援機構の運用益を活用し、消費者の権利保護に対する支援システム等について、広報・渉外委員会と連携して広報活動を行う。

- 5) 当協会未加入互助会の財務状況等の確認

当協会未加入互助会の財務状況等の開示請求等を利用し、確認を行う。

- 6) 当協会未加入互助会の加入促進

当協会未加入互助会に対して、加入促進を行う。

- 7) 更なる消費者保護策の検討

冠婚葬祭互助会業界の全会員の権利保護を図るために、更なる消費者保護策（認定割賦販売協会、法律に基づく新セーフティネット等）の検討を行う。

8. 運用委員会

互助会加入者施行支援機構の預り金及び正味財産について、規約に基づく購入金額、運用期間等を遵守すると共に、各種商品の金利水準や各種リスクを確認の上、運用を行い、利息収入等を安定的に確保する。

9. 次世代委員会（後継者育成事業）

将来の互助会を継ぐ人材の育成と業界の更なる世代交代に向けて、若手経営者及び次期後継者等対象に業界や自社が今後生き残っていくために、様々な課題を抽出してもらい、それらに対応していくためにはどのようなことを学ぶべきか等を検討し、それらが実践できるよう年3回以上の勉強会を開催する。

また、各委員会等とも連携を図りながら、本委員会メンバーが協会の中核担う存在になるための運営も行っていく。

10. 将来ビジョン具現化検討プロジェクトチーム

将来ビジョンである「一人ひとりにウェルビーイングな暮らしを届ける」ことを実現するために、まずは各互助会と互助会加入者との関係性を高めるための業界共通アプリの構築等について検討を行う。

11. 政策統括室

会長の諮問機関として、総務委員会及び政策委員会の重要案件について、サポートを行う。

12. 経営相談室

救済引受の体制整備等を行うと共に、互助会加入者施行支援機構、保証会社等との連携強化を行う。

13. 契約者紛争解決事業

1) 契約者紛争処理グループ

「契約者相談室」「裁定検討会」「裁定審査会」を契約者紛争処理グループとし、「契約者相談室」は電話による相談業務を実施し、苦情等があった場合に当事者間の解決を図るように尽力し、解決されない場合は、「裁定検討会」「裁定審査会」であつせん案を検討し、当事者に提示を行い、解決を図る。

2) 倫理管理委員会

互助会及び募集資格者に対し、度重なる違反行為や特商法を中心とした関係法の「措置」が発令された場合に、処分の妥当性を判断し、妥当と判断した場合には、倫理審査会に提言を行う。

3) 倫理審査会

倫理管理委員会より互助会及び募集資格者に対し、処分が妥当であるとの提言を受けた場合に、処分の種類等を判断し、理事会に提言を行う。

14. 事務局

1) プライバシーマーク制度の推進

(1) プライバシーマーク付与適格性審査の実施

法律への適合性は勿論のこと、より高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを運用することによって消費者から安心と信頼を得るために、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下、「JIPDEC」という。）とプライバシーマーク指定審査機関契約を締結し、正会員及び準会員を対象にプライバシーマーク付与適格性審査の実施並びに適格性決定の可否等を、付与機関であるJIPDECと協調して行う。

(2) プライバシーマーク制度の啓蒙

消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図り、冠婚葬祭互助会事業における個人情報の適切な取り扱いをアピールするために、プライバシーマーク制度の導入を啓蒙し、正会員及び準会員各社の個人情報保護体制の整備強化を図る。

2) 業務の効率化及び予算の適正化に向けた取り組み

協会内の業務の効率化に向けた取り組みを行うとともに、会員互助会、各ブロック事務局、一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団及び関係行政機関等との連携を図る。

(1) ペーパーレス化への取り組み

(2) 各委員会の予算の執行管理

(3) ブロック事務局との連絡調整等

(4) 一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団及び関係行政機関等との連携